

広報

たかはま

2010
5/15
MAY
No.1123

- 主 な** ❖国民健康保険税条例改正
内 容 ❖平成22年度地方税法等の一部改正に伴う
市税条例の一部改正
❖住民税・固定資産税の疑問にお答えします

表紙 吉浜ふれあいプラザオープニングセレモニー



市政

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

トピックス

国民健康保険税 条例改正

◆課税限度額の改定

国保税は、計算した税額が一定の限度額を超える場合、この限度額で課税されることになっていきます。中間所得者層の負担を軽減するための国の改正に基づき、この課税限度額を、医療分47万円から50万円へ、後期高齢者支援金分12万円から13万円へ、介護分9万円から10万円に引き上げさせていただきます。

◆国保税軽減の拡大

一定の所得以下の世帯については、被保険者均等割と世帯別平等割が軽減されますが、その軽減の率を拡大いたします。(別表1)

ただし、所得の少ない世帯でも所得申告がされていない場合は、軽減

【別表1】

世帯主及び国保加入者の総所得金額	軽減率 (改正前)	軽減率 (改正後)
33万円以下	6割	7割
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)以下	4割	5割
33万円+(35万円×加入者数)以下		2割

【別表2】

対象者	<p>離職日の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の (1)特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職) (2)特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職) として求職者給付(基本手当等)を受ける方です。 ※雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、 23、31、32、33、34に該当される方。 ※高齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となり ません。</p>
減額期間	<p>離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度 末までの期間です。 ただし、平成21年3月31日以降平成22年3月30日以前の 離職の場合は、平成22年度に限り減額の対象となります。</p>

の対象になりませんので、申告のお済みでない世帯の方はお申出ください。
申告のない非課税の方でも国民健康保険では申告が必要になります。
◆倒産・解雇などで職を失った方に対する国保税の減額
平成21年3月31日以降に解雇などにより失業をされて一定の条件を満たす方は、平成22年度からの国保

税の算出にあたっては、前年の給与所得を100分の30として算定いたします。(別表2)
減額には手続きが必要となります。国民健康保険被保険者証と、ハローワークで交付を受けた雇用保険受給資格者証をご用意いただき、お問い合わせください。
問合せ先
市役所市民窓口グループ
☎52-1111(内線261262)

平成22年度地方税法等の 一部改正に伴う

市税条例の一部改正

主な改正内容は次のとおりです。

個人住民税

◆扶養控除の見直し(平成24年度分から適用)

- ・16歳未満(年少扶養親族)の扶養控除(33万円)を廃止します。
- ・16歳以上23歳未満(特定扶養親族)のうち、16歳から19歳未満の扶養控除の上乗せ額(12万円)を廃止し、扶養控除額は33万円とします。

◆同居特別障害者加算の特例の改組(平成24年度分から適用)

扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置を特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改めます。

◆扶養控除の見直しに伴う所要の措置(平成24年度分から適用)

- ・16歳未満(年少扶養親族)に係る扶養控除の廃止等に伴い、調整控除を改正します。

◆生命保険料控除の改組(平成25年度分から適用)

- ・平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約などのうち、新た

に介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2万8千円とします(合計適用限度額は現行どおり7万円)。

平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額は現行と同様とします。(それぞれの適用限度額は3万5千円、合計適用限度額は7万円)。

◆公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し(平成22年度分から適用)

65歳未満の給与所得者で公的年金等所得に係る所得割を給与からの特別徴収の方法により徴収できるよう改めます。

◆非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(平成25年度分から適用)

平成24年から平成26年までの間、各年の1月1日において満20歳以上である方を対象に、毎年、新規投資額で100万円を上限とした非課税口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、最長10年間、非課税とします。

市たばこ税

◆市たばこ税の税率の引き上げ(平成22年10月1日から適用)

紙巻たばこ等1,000本につき4,618円(現行3,298円)

旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき2,190円(現行1,564円)

問合せ先

市役所税務グループ

☎52-1111(内線246 247 253)

市税の減免をご存じですか

市税には減免制度があります。減免の対象については次のとおりです。詳しくは、お気軽に税務グループへお問い合わせください。

なお、市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要です。

市民税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方

②前年の所得が50万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が50万円以下の方

④障がい者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を二にする妻で、前年の所得が25万円以下の方

⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が50万円以下であり、その世帯の世帯員(死亡した納税義務者を除く)の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

⑥災害による被害を受けた場合で一定の要件にあてはまる方

固定資産税・都市計画税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産

②賦課期日現在において、世帯全員が居住用(宅地面積が20平方メートル以下であって、かつ、住宅延床面積が20平方メートル以下)のもの(をいう)以外の固定資産を所有せず、国または地方公共団体が給付する手当を受けている障がい者世帯、母子(父子)世帯または年金を受けている世帯もしくは民法第87条に規定する扶養義務に基づく扶養などを受ける世帯で当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合で当該世帯員が所有する固定資産

③公的な扶助を受けている障がい者世帯、母子(父子)世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の入居者の半

額以下で賃貸されている家屋(賃貸している家屋の部分に限る)

④耐震改修費補助金の交付を受けた方

⑤災害により被害を受けた固定資産で一定の要件にあてはまる場合

軽自動車の減免

①身体に障がいがある方で、障がいの種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合

②身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、その方と生計を二にする方がもつぱらその方のために運転する場合

③身体に重度の障がいがある方(年齢18歳未満の方)、または精神に障がいがある方で、その方と生計を二にする方が所有し、もつぱらその方のために運転する場合

④単身で身体に障がいのある方、もしくは単身で精神に障がいのある方を常時介護するために運転する場合

⑤その構造がもつぱら身体障がい者などの利用のための軽自動車

問合せ先

市役所税務グループ

☎52-1111(内線244~247)

産税の疑問にお答えします

■住民税(市・県民税)

Q1.高浜市の税率は近隣市より高いの？



A.住民税は、基本的に全国一律です。同じ条件で税額を計算して税額が変わることはありません。税率もほとんどの市町村が市町村民税6%、道府県民税4%です。高浜市が他市と比べ住民税が高いということはありません。



Q2.「住民税」ってなに？



A.住民税は、高浜市内に住民登録があるかどうか、毎年1月1日現在の状況で判断し、前年1年間における所得をもとに算定される税額を納める税金です。一般に道府県民税と市町村民税を合わせて住民税とよばれています。住民税は個人だけでなく、法人も含まれます。

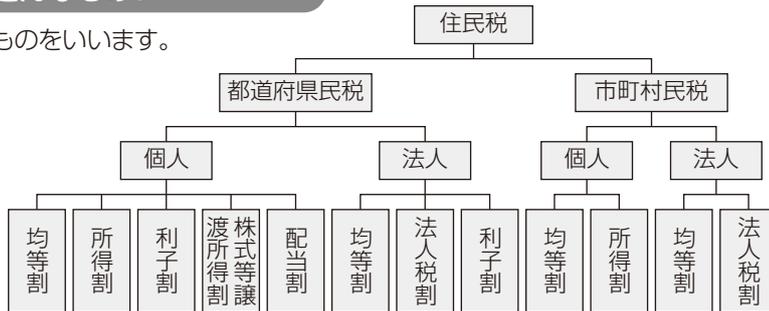


Q3.「住民税」って具体的にはどんなもの？



A.住民税とは次のようなものをいいます。

税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割とから構成されています。



Q4.個人住民税はどんな人が納めるの？



A.住民税を納める人(納税義務者)は、次のとおりです。

納税義務者 納める住民税	市(区)町村内に住所がある人	その市(区)町村内に住所はないが、 事務所、事業所又は家屋敷のある人
均等割	○	○
所得割	○	—



Q5.「個人住民税が課税されない人」って？



A.住民税が課税されない人(所得割も均等割もかからない人)
 (ア)生活保護法によって生活扶助を受けている人
 (イ)障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下(給与所得者の年収に直すと2,044千円未満)であった人



Q6.「個人住民税均等割の税率・所得割の計算方法」って？



A.個人の住民税の均等割
 道府県民税年額1,000円(標準税率、ただし愛知県は「あいち森と緑づくり税」を含むため1,500円)、市町村民税年額3,000円(標準税率)と定められています。
 *標準税率とは、税率を決める場合に通常これによることとされている税率です。
 個人の住民税の所得割の計算方法 ☆所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

$$\frac{\text{所得金額} - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$



Q7.「個人住民税均等割・所得割がかからない人」って？



A.均等割がかからない人
 前年の合計所得金額が、市の条例で定める金額〔28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)〕以下である人。
 所得割がかからない人
 前年の総所得金額等が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者または扶養親族がある場合は、その金額にさらに32万円を加算した金額)以下の人



そのほかにも、ご質問がありましたら、お気軽に税務グループまでお尋ねください。

問合せ先 市役所税務グループ ☎52-1111 市民税担当 内線246・247・253 固定資産税担当 内線244・245・258

住民税(市・県民税)・固定資産

■固定資産税

Q1.「固定資産税」ってなに?



A.固定資産税は、毎年1月1日現在(賦課期日といいます)において、高浜市内に土地、家屋および償却資産(総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その価格をもとに算定される税額を納める税金です。



Q2.「固定資産」って具体的にはどんなもの?



A.固定資産とは次のようなものをいいます。

土地	田、畑、宅地、池沼、山林、原野、雑種地など
家屋	住宅、店舗、工場、事務所、倉庫など
償却資産	工場、店舗などで使用されている構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具など



Q3.どんな人が納めるの?



A.固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者で、土地、家屋および償却資産について固定資産課税台帳に所有者(納税義務者)として登録されている人です。
※1月2日以降に土地、家屋及び償却資産の所有者が変わったり、家屋を取り壊したりした場合でも、税額や納税義務者は変わりません。その年度分の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税され、納税をすることになります。



Q4.固定資産税ってどうやって計算するの?



A.固定資産を評価します。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われます。市町村長がその価格を決定します(固定資産評価額)。その価格をもとに課税標準額※1を決定します。

課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額 となります。

※1 課税標準額…課税標準額は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格をいいます。ただし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の急増を緩和するための負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。なお、市内で同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、表の金額に満たない場合は、課税されません。

(例) 土地の課税標準額の合計が40万円、家屋の課税標準額の合計が15万円の場合、土地のみが課税されることとなります。



土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円



Q5.高浜市の固定資産税の税率は近隣市より高いの?



A.近隣市と税率を比較してみると…

	高浜市	安城市	刈谷市	碧南市	知立市
固定資産税(%)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4



Q6.「都市計画税」ってなに?



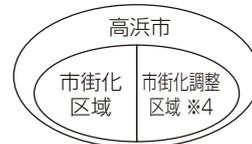
A.都市計画税は、都市計画区域※2のうち、市街化区域内※3にある土地および家屋の所有者に対して課税される目的税です。都市計画税は、道路や公園などの整備及び下水道事業などに使われています。

※2 市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を県知事が指定しています。高浜市は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市とともに5市で衣浦東部都市計画区域に含まれ、高浜市の全域が都市計画区域に含まれています。

※3 既に市街化となっている区域や、今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

※4 自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制すべき区域です。この区域内においては、原則として、住宅の建築や宅地化のための開発は制限されます。また、納税通知書は固定資産税と都市計画税を合わせて送付されます。

(衣浦東部都市計画区域)



Q7.都市計画税の税額は?



A.都市計画税課税標準額 × 税率(0.3%) = 税額 となります。



Q8.高浜市の都市計画税の税率は近隣市より高いの?



A.近隣市と税率を比較してみると…

	高浜市	安城市	刈谷市	碧南市	知立市
都市計画税(%)	0.3	0.3	0.3	0.25	0.3



情報ファイル information file



税

市税の納め忘れはありませんか

市県民税や固定資産都市計画税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。

税金は、自主的に納期限までに納めていただくもので、税金により市の事業は運営されています。

納期限までに納めていただけない方には、督促状や催告書などで自主納付を促していますが、それでも納めていただけない方には、市税などを納付された方との公平を保つために、財産を差し押さえることとなります。

納期限までに納めることのできない方は、未納のままにしておかず、すぐに収納グループに相談してください。

忙しい方は便利で確実な口座振替のご利用を

「口座振替」は、納期ごとに市税などを金融機関や市役所の窓口に出向いて納付するわずらわしさを省き、あなたの預金口座から自動的に納付する方法です。この制度を利用すると、納期限内に納めることができます。

特に仕事が忙しい方や共働きの方など、時間に余裕のない方にはとても便利です。

申込方法 通帳(口座番号)と印鑑(お届け印)をお持ちのうえ、収納グループか市内金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)で申し込んでください。

◆平成22年度市税などの納期限一覧表

区分	市県民税	固定・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
22年4月				1期(4/30)	1期(4/30)	
5月		1期・全期(5/31)	全期(5/31)			
6月	1期・全期(6/30)			2期(6/30)	2期(6/30)	
7月		2期(8/2)				1期(8/2)
8月	2期(8/31)			3期(8/31)	3期(8/31)	2期(8/31)
9月						3期(9/30)
10月	3期(11/1)			4期(11/1)	4期(11/1)	4期(11/1)
11月				5期(11/30)	5期(11/30)	5期(11/30)
12月		3期(12/27)		6期(12/27)	6期(12/27)	6期(12/27)
23年1月	4期(1/31)			7期(1/31)	7期(1/31)	7期(1/31)
2月		4期(2/28)		8期(2/28)	8期(2/28)	8期(2/28)
3月						

市税などのコンビニ納付



市税などが専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納められます。

対象となる方には、年度当初の納税通知書などに利用案内を同封しますのでご利用ください。

なお、納期限が過ぎた納付書は、バーコードが入っていないコンビニエンスストアでは利用できません。

従前どおりの取り扱い窓口となりますので、注意してください。

対象税目など

個人市県民税(普通徴収者)、固定資産税都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅・借上公共賃貸住宅家賃

対象者 1回の納付額が30万円以下の口座振替未利用の方

取扱可能店 サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、コソトア、デイリーヤマザキ、ローソンなど

個人市県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 前納報奨金制度の廃止

税収の早期確保や納税意識の高揚を目的として創設された前納報奨金制度を平成22年度より廃止します。

しかし、今までどおり納付書または口座振替により納期限内に全期前納(一括納付)が利用いただけますので、引き続き早期納税にご協力をお願いします。

問合せ先

収納グループ
☎52-1111(内線242・259)

善意をありがとうございました
(敬称略)

市へ
杉浦一
社会福祉協議会へ
港小学校三年生(現四年生)



消 防

県内57市町村ごとに 気象警報・注意報を 発表

名古屋地方気象台は、5月27日(木)午後1時から愛知県内の大雨などの警報・注意報を、現在の8地域から、県内57市町村ごとに発表します。

これまでは地域の名称で発表していたため、局地的大雨では警戒を必要とする市町村以外も大雨警報の対象域となっていました。今後は警戒が必要な市町村だけに発表します。

また、その他の警報(例えば暴風警報)・注意報も市町村名で発表します。

市町村の数が多く、一部の報道や17天気予報電話サービスなどでは、市町村をまとめて伝えることがあります。

警報・注意報を発表中の市町村名は、気象台のホームページ、国土交通省防災情報提供センターの携帯サイト、地デジデータ放送などで確認してください。

問合せ先

・名古屋地方気象台防災業務課

☎052-751-5124
 ・困危機管理グループ
 ☎52-1111(内線332)

甲種防火管理 新規講習会

とき 6月17日(木)18日(金) (全2日間) 午前9時30分～午後4時30分

ところ 安城市民会館

定員 180人(先着順)

受講料 4,000円(当日徴収)

申込期間 5月31日(月)～6月4日(金) 午前8時30分～午後5時

※定員になりしだい締め切りします。

※申込書は、申込場所か衣浦東部広域連合ホームページからも入手できます。

※申込時、写真(縦4cm×横3cmで3か月以内に撮った証明写真1枚)が必要です。

※電話や郵送などによる受付は行いませんので直接消防署窓口へ申し込んでください。

申込問合せ先

・衣浦東部広域連合消防局予防課予防係

☎63-0136

・高浜消防署予防係

☎52-11190

ス ポー ツ

高浜市全国大会等 参加奨励金支給 制度

市内に住所のある方が全国大会もしくは国際大会に参加選手として出場した場合、「高浜市全国大会等参加奨励金」を支給します。

対象 市内に住所がある個人

大会の範囲

①国際大会：オリンピック世界選手権大会など教育委員会が認めた大会に参加する場合

②全国大会：国民体育大会・全日本選手権大会など教育委員会が認めた大会に参加する場合で、予選会または競技団体の推薦により参加する場合

奨励金の額

①国際大会
 ・国外：1人/運賃および宿泊費の2分の1以内の額

②全国大会

・愛知、三重、岐阜、静岡
 1人/3,000円

・それ以外の本州、四国
 1人/5,000円

・北海道、九州、沖縄
 1人/1万円

※参加費などが主催者から支給される場合は対象になりません。

申請方法 出場日前後30日以内に、文化スポーツグループに備え付けの「全国大会等出場届出書」に必要書類を添え、直接

申込問合せ先

☎52-1111(内線300330)

申請してください。

※期限を過ぎると受け付けできません。

※大会終了後、速やかに結果を報告してください。

※詳しくは問い合わせてください。

求 人 情 報

—4月20日現在—

事業内容 求人番号	事業所所在地	職 種	年齢(歳)	賃 金(円)	就業時間
税 理 士 事 務 所 23110-3232001	本郷町	会計事務員	不問	133,000～ 138,000	8:30～17:10
自動車附属品製造 23110-3200601	本郷町	機械工	59以下	154,800～ 240,800	8:00～17:00
燃 料 小 売 23110-3107701	稗田町	ガソリンスタンド スタッフ	18～59	159,000～ 269,000	7:30～16:30 9:00～18:00 14:00～23:00
建設用粘土製品製造 23110-3059901	田戸町	営業	39以下	200,000～ 250,000	8:00～17:00
一般貨物自動車運送 23110-3051401	田戸町	運転手	59以下	180,000～ 240,000	7:00～15:15

※広報発行時点で充足・取消となっている場合がありますので、ご注意ください。

問合せ先 刈谷公共職業安定所 ☎21-5001

催し



講座

日 日時	持 持ち物
場 場所	対 対象
内 内容	講 講師
募 募集対象・人数	他 その他
資 資格	申 申込先申込方法
定 定員	問 問合せ先
費 費用	

もぐもぐぱくぱく教室

内 離乳食の調理実習と試食

日 6月4日(金) 午前9時30分～11時30分

場 保健センター

募 生後5か月から18か月児(離乳食開始してから1か月経過しているお子さん)と、その保護者10組

持 母子健康手帳、エプロン、おんぶひも、お子さんのお茶

費 300円

申 6月1日(火)までに保健福祉グループへ電話で申し込んでください。

※託児はありません。

問 いきいき広場内保健福祉グループ

☎52-9871

歯科医師会協力 よい子の歯を守る日



日 6月6日(日) 受付/午前9時15分～11時15分

※予約受付順に当日の受付時間が決まります。

場 保健センター

資 満3歳以上で就学前のお子さん(平成16年4月2日～平成19年5月31日生まれ)

※むし歯の有無に関係なく参加ができます。

定 350人

内 歯科健診、歯科相談、フッ化物歯面塗布、歯みがき指導

※終了しだい、帰宅できます。

申 申込受付は、5月17日(月)からです。電話が直接、保健福祉グループへ申し込んでください。

※定員になりしだい締め切ります。

費 無料

持 歯ブラシ、タオル

※駐車場は、刈谷豊田総合病院高浜分院(旧市立病院)または中央公民館(市民センター)を利用してください。

問 いきいき広場内保健福祉グループ

☎53-0872

「見て、食べよう。おいしい介護食」講演会

内 管理栄養士と調理師による実演や試食会

日 6月6日(日) 午後1時～4時

場 こもれびの里・高浜

募 先着100人(食材の関係上事前申込が必要)

場 こもれびの里・高浜排泄ケア相談室

☎53-7777

ままプチさろん

内 手芸「スタイづくり」・講話「歯のはなし」

日 6月4日(金) 午前10時～11時30分

場 保健センター

定 妊婦15人

持 母子健康手帳、裁縫道具

費 300円

申 6月1日(火)までに保健福祉グループへ電話で申し込んでください。

※定員になりしだい締め切ります。

問 いきいき広場内保健福祉グループ

☎52-9871



問合せ先
東海児童センター
☎52-5126

問合せ先

※申込受付は、午前8時30分からです。
※定員になりしだい締め切ります。

児童センター

プロミスリング作り

とき 6月12日(土) 午前10時～11時30分

ところ 東海児童センター

対象定員 小学生20人

材料費 100円

内容 糸を結んでプロミスリングを作る。

持ち物 手さげ袋

申込期間・方法 5月22日(土)～29日(土)に、材料費を添えて東海児童センターへ直接申し込んでください。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切ります。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切ります。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切ります。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切ります。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切ります。

父の日の プレゼント作り

とき 6月12日(土) 午前10時～
11時30分

ところ 吉浜児童センター

対象・定員 小学生20人

材料費 100円

内容 さっぱりゼリー作り

持ち物 エプロン、パンダナ(三角きん)、ボール(小)

申込期間・方法 5月29日(土)～
6月5日(土)に、材料費を添え
て吉浜児童センターへ直接申
し込んでください。

※申込受付は、午前8時30分か
らです。

※定員になりしだい締め切りま
す。

問合せ先 吉浜児童センター
☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

☎52110109

申込期間方法 5月21日(金)～31
日(月)に、翼児童センターへ直接
申し込んでください。

※申込受付は、午前8時30分か
らです。

※定員になりしだい締め切りま
す。

問合せ先 翼児童センター
☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

6月の紙芝居

とき 6月14日(月)21日(月)28日
(月) 午前10時～11時30分

ところ 東海児童センター(14
日は高浜南部保育園子育て支
援センター)・中央児童センタ
ー・吉浜児童センター・翼児童
センター

対象者 乳幼児と保護者

参加費 無料

内容 紙芝居、体操、集団遊び、
工作など

※随時参加できます。

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

☎54128833

青空紙芝居

とき 6月7日(月) 午前10時～
11時30分

ところ 外洲公園 沢渡公園・丸
畑公園 中部公園

対象者 乳幼児と保護者

参加費 無料

内容 紙芝居、体操、集団遊びな
ど

※随時参加できます。

※雨天時は、各児童センターで行
います。

問合せ先 東海児童センター
☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226

☎52151226



ビル陰の共聴、 マンションアパートの 地デジ化について

ビル陰などの受信障害による
共同アンテナ(受信障害対策共

聴施設)の地デジ対応は、対応方
法の決定や工事などに時間がか
かります。

平成23年(2011年)7月に

近づく工事集中し、対応が

間に合わなくなる可能性もあり

ますので、早急に地デジへの対応

が必要です。

地上デジタル放送へ切り替える

デジタル放送は、アナログ放送

と比べて受信障害に強く、ビル陰

でアナログ方法の受信障害が生

じていた場合でも多くの地域で

障害なくテレビをご覧になるこ

とができますので、障害の継続の

有無について、共聴施設の管理者

にご確認をお願いします。

※都市部の受信状況については、

総務省テレビ受信者支援セン

ター(デジサポ)のホームページ

で順次、受信調査結果を公

開しています。

受信障害が解消される地域では

受信障害は、大半が来年7月に運

用を終了し、撤去されることに

なります。

したがって、各家庭では、それ

までに個別に受信アンテナを立

てるか、ケーブルテレビなどに加

入する方法により、デジタル放送

を視聴していただくようお願い

いたします。障害が継続する場合

の、地デジ受信の方法について共

聴施設の管理者に確認をお願い

します。

マンション・アパートなどの集
合住宅共聴施設についても、同様に
早急な地デジへの対応が必要で
す。

支援体制について

デジサポでは、受信障害対策

共聴施設や集合住宅共聴施設の

地デジ対応のため、次の支援を

行っています。

・共聴施設の管理者への訪問活

動

・デジタル化に係る費用の助成

金制度

その他にも支援を行っています。

問合せ先

支援制度全体について

総務省地デジコールセンター

☎0570-07-0101

☎0570-07-0101

☎03-4334-1111

・助成金の手続について

デジサポ(総務省テレビ受信

者支援センター)助成金相談

窓口

☎0570-093-724

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

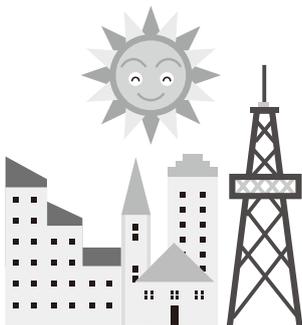
☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672

☎0521-954-5672



地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー 給付などの支援

総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を行っています。

支援の対象 日本放送協会(NHK)受信料の全額免除を受けている次のような世帯

- ・生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ・障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の措置を受けている世帯
- ・社会福祉事業施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

※すでに地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象外です。

支援の内容 現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付、訪問設置

※アンテナ改修などが必要な場合はその支援も行います。

※共同受信施設やケーブルテレビを利用されている場合には、その改修費として支援を受ける世帯が負担する額の給付を行います。

支援の申込受付期間・申込方法

- ・申込受付期限：7月2日(金) (消印有効)
- ・申込方法：申込書を総務省地デジチューナー支援実施センターに送付してください。
- ・申込書の入手方法

総務省地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。

注意点

- ・支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。
- ・なるべく早めに契約手続などをお願いします。
- ・支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの費用を精算することはできません。

問合せ先

- ・支援制度全体について
総務省地デジチューナー支援実施センター
☎0570-0030040
- ・NHKとの受信契約、受信料免除について
NHK視聴者コールセンター
☎0570-0005000
- ☎044-871-8441



5月21日～5月31日 家内労働旬間

- ・委託者は、家内労働手帳を交付しましょう。また、委託状況届を提出しましょう。
- ・家内労働者は、家内労働手帳を受け取り、記入された事項を確認しましょう。また、家内労働者による災害の防止と健康管理に努めましょう。

いわゆる「インチキ内職」の被害防止に努めましょう。

問合せ先

県賃金課家内労働係
☎052-972-00508

サンビレッジ衣浦 臨時休館のお知らせ

サンビレッジ衣浦では施設を気持ちよく利用していただけるように、プール・浴場の水換え清掃と、設備の整備点検を行います。このため6月1日(火)～6日(日)までの6日間、臨時休館致しますので、ご了承ください。

なお、6月8日(火)より平常どおりオープンしますので、保養と健康増進を図るためにも、ぜひお出かけください。

問合せ先

サンビレッジ衣浦
☎41-20905
碧南市広見町一丁目19番地一
(クリーンセンター東隣)

6月の 休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00～12:00、13:30～17:00

6月6日	吉浜クリニック	(呉竹町)	☎52-5110
13日	猪塚皮フ科	(沢渡町)	☎52-5211
20日	岩井内科クリニック	(二池町)	☎54-1019
27日	辻こどもクリニック	(神明町)	☎52-9990

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00～12:00

6月6日	かとう歯科クリニック	(屋敷町)	☎54-4488
13日	グリーン歯科	(屋敷町)	☎53-1515
20日	おかべ歯科・眼科クリニック	(向山町)	☎52-7775
27日	鈴木歯科医院	(青木町)	☎53-0761

なお、都合により変更する場合がありますので、ご確認のうえ受診してください。

診療時間外に、急病等で受診が必要なときは、救急医療情報センター(電話36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)にお問合せください。

GOGOはまキッズが行く！ 忍者フンドで遊ぼう！

参加者募集

家族ふれあいタイム

市内の子育て支援センター、いちごプラザ、子育て支援グループが合同で、実施するイベントが「GOGOはまキッズが行く」です。

普段はそれぞれが独自に子育て支援に取り組んでいますが、このイベントでは各グループが日頃の経験を持ち寄って、楽しいイベントを企画しています。

今回は、家族みんなでからだを動かして遊びます。普段できないようなおもしろいしかけもあります。いつもは忙しいお父さん、子どもと一緒に参加してみませんか。

とき 6月26日(土)午前10時～正午(午前9時30分から受付開始)

ところ 高浜小学校体育館

参加費 1組100円(保険代、材料費など)

持ち物 タオル、飲み物(イベントの途中でティータイムをとります。)

※運動のできる服装でお越しください。はだしで遊びます。(シューズ不要)

内容 親子アイディアC体創、レ

クリエイションさんぽ、忍者フンドなど

講師 NPO法人アイディアC 体創協会より3人

対象定員 乳幼児から小学生、障がい児の家族など100組(要予約)

申込方法 5月18日(火)から先着順で申し込みを受け付けます。市役所子ども育成グループ、各子育て支援センター、いちごプラザに、電話または直接来場のうえ、申し込んでください。

その他 活動中のけがや事故については、応急措置はしますが、責任は負いかねますのでご了承ください。

問合せ先 困りごと育成グループ
☎52111901(内線362)



火災警報器の設置はお済みですか



消防法および火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器の設置が義務となります。

いざというときのために、正しく火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器とは

天井や天井近くの壁に設置して、火災による煙を自動的に感知して警報ブザーや音声で知らせてくれるものです。

なぜ設置するのですか

住宅火災で亡くなった人のうち、「約7割」の人が「逃げ遅れ」が理由で命を落としている状況があります。

特に夜間の火災では、就寝中のために火災発生に気づくのが遅れる例が多くなっています。

住宅用火災警報器を設置した

場合には住宅火災の死者数は、約3分の1に減少します。

どんな場所に設置するのですか

寝室、階段、台所です。
どこで購入するのですか
防災機器販売店、家電販売店、ホームセンターなどで購入できます。

問合せ先

高浜消防署予防係
☎52111900
困りごと管理グループ
☎52111901(内線332)

献血にご協力ください

病気などで輸血を必要として

いる患者さんの尊い生命を救うため、日本赤十字社では、16歳から69歳までの健康な方に献血のご協力をお願いしています。

市内で移動献血車による献血を実施します。皆様のご協力をお願いいたします。

とき 6月1日(火)午前10時～午後4時

ところ 高浜市役所地下教養室

主催 日本赤十字社高浜市地区

協力 高浜ライオンズクラブ

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ(日本赤十字社高浜市地区事務局)
☎5219871

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(月)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書をお送りしますので、県税事務所、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていない可能性がありますので、ご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合せ先 愛知県西三河県税事務所課税第二課自動車税グループ
☎0564-27-2712

【予防接種】 転入された方は、ご連絡ください。

会場:保健センター

種 別	日 程	受付時間	対 象	持ち物	備 考
B C G	28日(月)	13:00~14:15	生後6か月未満の未接種児	・母子健康手帳 ・予診票	
D P T 1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1日(火)	13:00~14:15	生後3か月~7歳6か月未満の未接種児 ※20~56日の間隔で3回接種します。	・母子健康手帳 ・予診票	追加接種は、3回目接種の1年後に行います。
	22日(火)				
急性灰白髄炎 (ポリオ)	30日(水)	13:00~14:15	生後3か月~7歳6か月未満の未接種児 ※41日以上の間隔をあけて2回投与します。	・母子健康手帳 ・予診票	

※平成21年6月2日付けの厚生労働省からの通知により、日本脳炎予防接種の積極的な勧奨は差し控えています。ただし、日本脳炎の流行地域へ渡航する場合や、保護者が接種を強く希望される場合には接種を受けることができます。詳細については保健福祉グループへお問い合わせください。

【個別接種】

接種場所:市内医療機関

種 別	接種期間	対 象	持ち物	備 考
M R (麻しん・風しん混合)	1期 通 年	1歳から2歳に至るまでの児 ※1歳のお誕生日を迎えたら、優先的に接種しましょう。	・母子健康手帳 ・予診票	市内医療機関へ電話予約をして接種を受けてください。

【相談】

会場:いきいき広場

種 別	日 程	実施時間	内 容	備 考
認知症予防相談	随時	平日8:30~19:00 土・日・祝日 8:30~17:00	認知症を心配している方やその家族の方を対象とした相談	保健福祉グループへ電話予約をしてください。
栄養相談	29日(火)	13:30~ (1人30分程度)	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの方を対象とした、管理栄養士による食生活や栄養面に関する相談	

【衣浦東部保健所行事】 問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場:衣浦東部保健所

種 別	日 程	実施時間	内 容	備 考
病態栄養相談	8日(火)	9:00~11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	衣浦東部保健所へ電話予約をしてください。
こころの健康医師相談(精神科医師)	1日(火)	14:00~16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	
こころの健康相談(精神保健福祉相談員・保健師)	土・日・祝日を 除く毎日	9:00~12:00 13:00~16:30	こころの病気や悩み、ひきこもりなどについて相談を行います。ひとりで悩まず、まずはご相談(来所・電話)ください。	予約不要
社会復帰教室	2日(水) 16日(水)	10:00~12:00	【対象】こころの病で通院している方	衣浦東部保健所へ電話予約をしてください。
骨髄バンクドナー登録	毎週火曜日	9:00~11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳~54歳の健康な方	
エイズ抗体検査	毎週火曜日 ※第1・3火曜のみ、夜間も受付	9:00~11:00	匿名で検査ができます。	予約不要
		18:00~19:00		



22年 6月の保健ガイド



問合せ
相談は

いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871へ

年間スケジュールは高浜市ホームページに掲載しています。

保健センターの開所時間は、
午前の母子保健事業は9時、
午後の母子保健事業・予防接種は12時です。

はやた
内藤駿太くん
(屋敷町三丁目)

各健診の受付時間は必ず守ってください。受付時間を過ぎた場合には、翌月の健診を受診していただくことになります。

【乳幼児・妊婦】 ★印については、個別通知をします。

会場:保健センター

種 別	日 程	受付時間	対 象	持ち物	備 考
4 か 月 児 健 診 離 乳 食 講 習	23日(水)	12:00~13:30	★平成22年2月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 4か月児健診アンケート ・ パスタオル	赤ちゃんライブラリー (図書館より絵本の紹介と貸出しをします)
1 歳 6 か 月 児 健 診 フッ化物歯面塗布	9日(水)	12:00~13:30	★平成20年11月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 歯ブラシ ・ 1歳6か月児健診アンケート	※ 歯みがきを済ませてからお越しください ※ フッ化物歯面塗布は、希望児のみ実施します (料金 300円)
2 歳 児 ・ 2 歳 6 か 月 児 歯 科 健 診 、 フッ化物歯面塗布	4日(金)	12:00~13:30	(2歳児) 平成20年5月生まれ (2歳6か月児) 平成19年11月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 歯ブラシ	※ 歯みがきを済ませてからお越しください ※ フッ化物歯面塗布は、希望児のみ実施します (料金 300円)
3 歳 児 健 診	16日(水)	12:00~13:30	★平成19年5月生まれ	・ 母子健康手帳 ・ 3歳児健診アンケート	※ 歯みがきを済ませてからお越しください
育 児 相 談	7日(月)	9:30~11:00	就学前のお子さんとその家族	・ 母子健康手帳	※ 歯科相談を希望の方は歯ブラシを持参してください
あかちゃんプチさろん	10日(木)	13:00~14:30	1歳未満のお子さんとその家族	・ 母子健康手帳	身体計測、母乳・離乳食・歯科・育児に関する相談、親子遊びなど
ま ま プ チ さ ろ ん	4日(金)	9:50~10:00	妊娠された方	・ 母子健康手帳 ・ 材料費300円 ・ 裁縫道具	プチ健康講話、手芸 ※ 保健福祉グループへ電話予約をしてください(定員15人)
も ぐ も ぐ ぱ く ぱ く 教 室	4日(金)	9:30~9:45	5~18か月のお子さんとその家族	・ 母子健康手帳 ・ 材料費300円 ・ エプロン	離乳食の調理実習 ※ 保健福祉グループへ電話予約(定員10人)
こ ん に ち は ! あ か ち ゃ ん 訪 問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃんのいる全ての家庭(里帰り出産者も可)	・ 母子健康手帳 ・ タオル	※ 留守番電話に伝言が残っていた方、里帰り中で市内に不在の方は保健福祉グループへ連絡してください。
母 子 健 康 手 帳 交 付	毎 日	平日 8:30~19:00 土・日・祝日 8:30~17:00	妊娠された方 ※ 妊娠に気付いたら早めに医療機関を受診しましょう	医療機関などで妊娠届出書を受け取られた方はお持ちください	保健福祉グループで交付します(保健センターでは交付できません) ※ できるだけ妊娠11週までに届出をして、母子健康手帳交付を受けましょう

ま ち の 話 題

T O W N T O P I C



4月8日(木) 飲酒運転根絶キャンペーン シートベルト着用キャンペーン街頭活動

高浜市役所東交差点で、高浜市交通安全推進協議会や高浜市交通安全指導員会団体などが飲酒運転の根絶と、シートベルトの着用徹底を運転するドライバーに呼びかけました。

交通マナー、交通ルールを身につけて交通安全意識を高めましょう。ストップ・ザ交通事故・高めようモラル守ろうルール

問合せ先 碧南警察署交通総務課 ☎46-0110

4月19日(月) 菊まつりにむけて…

町中が菊の花であふれる人形小路菊まつり(毎年11月ごろ開催)。そこで飾る菊を育てる準備として、吉浜まちづくり協議会の皆さんがビニールハウスを作りました。

みるみるうちに完成した立派なビニールハウス。今後は菊の栽培だけでなく、ほかの事にも活用していきたい、と話してくださいました。



4月25日(日) 移動動物園がやってきた!

ヤギにフクロウ、モルモット。たくさんの動物たちを連れて、高浜南部保育園に移動動物園がやってきました。南部保育園のおとうさんの会と、港小学校区おやじの会が企画し、保育園の園児のほかに港小学校や高浜南部幼稚園からも子どもたちが参加しました。ふわふわとした動物の毛並みに子どもたちはおおはしゃぎ。ちいさな命とふれあう、貴重な機会となりました。

人形小路に来てみりん♪かわいいフィギュアとキャラクターがお出迎え

3月31日～5月10日までの期間限定で、人形小路の一角に「現代最先端の人形アート等身大フィギュア展」が登場しました。花まつりに訪れた来場者は、江戸時代から伝わる細工人形と、現代のキャラクター文化の象徴・フィギュアから、「人形」の映し出す「時代の文化」を楽しんでいる様子でした。

また、人形小路の魅力や情報を伝える案内役として、オリジナルキャラクターの「人形小町」が誕生しました。ホームページを作成し、可愛い笑顔で若年層にも人形小路をアピールしていく予定です。



PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ



CLÍNICAS DE PLANTÃO MÉDICO DO MÊS DE JUNHO 6月の休日等在宅当番医

☆Associação Médica de Takahama <Dias de consultas> Domingos e Feriados
<Horário das consultas> 9:00~12:00、13:30~17:00

JUNHO	CLÍNICAS			
DIA 6	吉浜クリニック	CLÍNICA YOSHIHAMA	KURETAKE-CHO	☎52-5110
DIA 13	猪塚皮フ科	DERMATOLOGISTA IZUKA	SAWATARI-CHO	☎52-5211
DIA 20	岩井内科クリニック	CLÍNICA GERAL IWAI	FUTATSUIKE-CHO	☎54-1019
DIA 27	辻こどもクリニック	CLÍNICA INFANTIL TSUJI	SHINMEI-CHO	☎52-9990

☆Associação Odontológica de Takahama <Dias de consultas> Domingo
<Horário das consultas> 9:00 ~12:00

JUNHO	DENTISTA			
DIA 6	かとう歯科クリニック	CLÍNICA DENTÁRIA KATO	YASHIKI-CHO	☎54-4488
DIA 13	グリーン歯科	DENTISTA GURIN	YASHIKI-CHO	☎53-1515
DIA 20	おかべ歯科・眼科クリニック	CLÍNICA OFTALMOLÓGICA E DENTÁRIA OKABE	MUKAYAMA-CHO	☎52-7775
DIA 27	鈴木歯科医院	CLÍNICA DENTÁRIA SUZUKI	AOKI-CHO	☎53-0761

Atenção!!! Poderá haver alterações de acordo com a situação, por este motivo, favor confirmar com antecedência.
Em casos de emergência fora do horário de atendimento, favor entrar em contato com:

Centro de Informações para Tratamentos Médicos Emergências
(Tel: 36-1133 Página da internet <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)

Auxílio para se poder assistir à Transmissão Digital Terrestre 地上デジタル放送を見るための支援

O Ministério dos Assuntos Gerais, vem realizando desde o ano fiscal anterior, um auxílio tendo como público alvo as famílias que por motivo financeiro e de outros, tenham dificuldades em realizar a transferência da transmissão analógica terrestre para a transmissão digital terrestre. Neste presente ano fiscal também está sendo previsto a continuidade deste auxílio.

Público alvo As seguintes famílias que estão sob isenção total da taxa de recepção da transmissão da NHK.

- ・Famílias que estão recebendo “Seikatsu Hogo” ou outras assistências públicas.
- ・Sendo famílias composta por algum membro que tenha deficiência física ou mental ou todos os membros da família estejam sob as medidas de isenção de impostos municipais.
- ・Famílias instaladas em instalações de atividades da Previdência Social que tenham trazido o aparelho de televisão em questão, por conta própria.

※Exclusas as famílias que já estão assistindo à transmissão digital terrestre.

Conteúdo do Auxílio A instalação do 「Sintonizador Simples」de entrega gratuita no aparelho analógico de televisão de atual posse e a visita para a instalação.

※Nos casos onde sejam necessário, será realizado também, o auxílio referente aos reparos sobre a antena e outros.

※Estando utilizando instalações de recepção coletiva e televisão a cabo, as famílias que irão receber estes gastos do reparo como auxílio, o valor a ser arcado pelas mesmas será concedido.

Início do auxílio e local de requerimento Ainda não estão definidos concretamente a data e o local de requerimento. Está previsto um novo aviso ao público em geral.

Pontos de atenção

- ・Para o requerimento deste auxílio, efetue um contrato de recepção com a NHK, sendo este necessário que seja aplicável ao recebimento de isenção total. Solicitamos que os trâmites para que este seja realizado, sejam efetuados o mais breve possível.
- ・Este auxílio não é a termo. Por este motivo, não será possível realizar acertos de contas pelos sintonizadores, antenas e outros que já foram comprados individualmente.

Informações

- ・Sobre os assuntos gerais do sistema do auxílio
Centro de execução do auxílio à sintonização digital terrestre-
Ministério dos Assuntos Gerais
☎0570-033840 ☎044-969-5425
FAX 044-966-8719 <http://www.chidejishien.jp>
- ・Referente à isenção da taxa de recepção da transmissão e contrato de recepção da transmissão com NHK
Centro de chamadas aos telespectadores da NHK
☎0570-000588 ☎044-871-8441
FAX 044-888-4340 <http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

かわら美術館 所蔵瓦コレクション展

—小川白楊コレクションと井上郷太郎コレクション—

＜同時開催:新収蔵品のご紹介＞

江戸時代以来、日本各地から発見される古代瓦は、その美しい文様から珍重され、好事家たちの収集の対象となりました。かわら美術館にもこのような人たちによって収集された瓦が数多く収蔵されていますが、本展示ではその中でも大きなコレクションである小川白楊コレクションおよび井上郷太郎コレクションを紹介します。

京都の著名な造園家であった小川白楊(保太郎)、東京都八王子市生まれの陶芸家井上郷太郎両氏のコレクションは、多くの希少な資料を含み、かわら美術館収蔵品の中でも重要な位置を占めています。

今回はこれを一堂に会し、その全容を紹介します。瓦に興味を抱き、愛でた二人の収集品を、ぜひご覧ください。また今回は、あわせて平成21年度に新たに収蔵した瓦を紹介します。



三巴文軒丸瓦(12世紀・京都六勝寺出土) <小川白楊コレクション>

開催期間 5月22日(土)～7月11日(日)

観覧時間 午前9時から午後5時まで(観覧券の販売は午後4時30分まで)

観覧料 高校生以上200円(160円)、中学生以下無料

※()内は20名以上の団体料金、または高浜市内在住者

休館日 月曜日

＜関連行事＞

①ギャラリートーク

開催日時 5月30日(日)・6月26日(土)ともに午後2時～

②ワークショップ「さまざまな拓本に挑戦」

開催日時 6月13日(日)午後2時～ 美術館講義室

募集人数 小学生以上10人

募集方法 5月25日(火)午前9時から電話で先着順受付

申込先 かわら美術館 ☎52-3366

※ギャラリートークについては当日の観覧券が必要です。

※ワークショップについては実費負担(500円)となります。

問合せ先 かわら美術館 ☎52-3366



雑像(19世紀・朝鮮半島・李朝) <井上郷太郎コレクション>

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

ポルトガル語のページを読んで下さい!

広報

たかはま

編集・発行 / 高浜市役所危機管理グループ

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110

http://www.city.takahama.lg.jp/

電子メール info@city.takahama.lg.jp

表紙

吉浜ふれあいプラザオープニングセレモニー

吉浜ふれあいプラザ(屋敷町二丁目)のオープニングセレモニーが4月18日に行われ、吉浜まちづくり協議会の井野清彦理事長が「高齢者の閉じこもり防止や、子育て中のお母さんたちの集いの場、吉浜を訪れる人たちに吉浜自慢の文化を紹介するなど、私たちのいろいろなまちづくりの想いを実現する施設。ぜひ多くの方々に活用してほしい」と挨拶しました。同日からサロンの利用もスタートし、来場者はさっそくコーヒーやおしゃべりを楽しんでいました。

早期配布にご協力ください。



広報たかはまは大豆インキを使用しています。